

川崎市立川崎病院システム運用検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院の総合医療情報システムについて、運用に関連する要綱の調整、改善及び要望について検討を行うため、川崎市立川崎病院システム運用検討部会（以下「システム部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 システム部会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 総合医療情報システムの教育に関すること。
- (2) 総合医療情報システムの運用調整に関すること。
- (3) 総合医療情報システムの運用改善及び新規要望に関すること。
- (4) 関連部署、外郭団体等との調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 システム部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は情報システム管理委員会副委員長を、副部会長は看護師長をもって充てる。

3 部会長、副部会長及び部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

。

(部会)

第4条 システム部会は、必要の都度部会長が招集し、その議長となる。

2 システム部会は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、総合医療情報システムの円滑な運用を図るため、課題及び要望等を検討し、その結果を情報システム管理委員会委員長に報告する。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第6条 システム部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 システム部会の庶務は、川崎病院事務局医事課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

別表

システム運用検討部会委員名簿

	職 種	所 属
部会長	医師	小児科
副部会長	看護師	看護部
部会員	医師	総合診療科
部会員	医師	総合診療科
部会員	医師	冠疾患集中治療室
部会員	医師	血管外科
部会員	医師	泌尿器科
部会員	医師	整形外科
部会員	医師	産婦人科
部会員	医師	麻酔科
部会員	医師	救急科
部会員	医師	初期研修医
部会員	薬剤師	薬剤部
部会員	薬剤師	薬剤部
部会員	看護師	師長（12S）
部会員	看護師	師長（10N）
部会員	看護師	師長（11S）
部会員	看護師	主任（8N）
部会員	看護師	主任（14N）
部会員	看護師	主任（外来）
部会員	看護師	副主任（8S）
部会員	看護師	医療安全管理室
部会員	事務	ヘルプデスク
部会員	事務	医事課
部会員	事務	医事課